

	基本手当	高年齢求職者給付金	特例一時金	日雇労働求職者給付金(普通給付)	日雇労働求職者給付金(特例給付)
対象者	一般被保険者	高年齢被保険者	短期雇用特例被保険者	日雇労働被保険者	日雇労働被保険者
受給資格	<p>離職の日以前<b>2年間</b>(算定対象期間)に、被保険者期間が<b>通算して12か月以上</b>であったこと</p> <p>※<b>特定受給資格者</b>及び<b>特定理由離職者</b>が失業した場合は、離職の日以前<b>1年間</b>(算定対象期間)に被保険者期間が<b>通算して6か月以上</b>であったこと</p>	<p>離職の日以前<b>1年間</b>(算定対象期間)に、被保険者期間が<b>通算して6か月以上</b>であったこと</p>	<p>離職の日以前<b>1年間</b>(算定対象期間)に、被保険者期間が<b>通算して6か月以上</b>であったこと</p>	<p>失業の日の属する月の<b>前2か月間</b>に、<b>印紙保険料</b>が<b>通算して26日以上</b>納付されていること</p>	<p>次の①・②のいずれにも該当するときであって、<b>公共職業安定所長に申し出ていること</b></p> <p>①<b>継続する6か月間</b>(以下、「基礎期間という」)に<b>印紙保険料が各月11日以上、かつ、通算して78日以上</b>納付されていること</p> <p>②基礎期間のうち後の<b>5か月間</b>に日雇労働求職者給付金(普通給付)の支給を受けていないこと</p> <p>③基礎期間の最後の月の翌月以後<b>2か月間</b>(申出をした日が当該2か月の期間内にあるときは、同日までの間)に日雇労働求職者給付金(普通給付)の支給を受けていないこと</p> <p>※申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後<b>4か月</b>の期間内に行わなければならない</p>
算定対象期間の延長	<p>算定対象期間に<b>疾病、負傷</b>その他<b>厚生労働省令で定める理由</b>により<b>引き続き30日以上</b>賃金の支払いを受けることができなかった被保険者は、その日数が加算され<b>最長4年</b>まで延長される</p> <p>※厚生労働省令で定める理由 ①事業所の休業 ②出産 ③事業主の命による外国における勤務 ④①～③に準ずる理由であって、職安所長がやむを得ないと認めるもの</p>			-	-
被保険者期間の算定方法等	<p>①離職の日からさかのぼって区切られた1か月の期間に賃金支払基礎日数が<b>11日以上</b>あるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が<b>80時間以上</b>であるものを被保険者期間の<b>1か月</b>として計算する</p> <p>②1か月ごとに区切っていくことにより1か月未満の期間が生じる場合には、その期間の日数が<b>15日以上</b>であり、かつ、その期間内の賃金支払基礎日数が<b>11日以上</b>あるとき又は賃金の支払の基礎となった時間数が<b>80時間以上</b>であるときは、被保険者期間の<b>2分の1か月</b>として計算する</p>		<p>資格取得日の属する月の<b>初日</b>から<b>資格喪失日の前日の属する月の末日</b>まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用されたものとみなし、<b>1歴月中</b>に賃金支払基礎日数が<b>11日以上</b>ある月又は賃金の支払の基礎となった時間数が<b>80時間以上</b>であるときは、被保険者期間の<b>1か月</b>として計算する</p>	-	-
被保険者期間に含まれない期間	<p>①最後に被保険者となった日前(今回の会社に入る前)に、受給資格・高年齢受給資格・特例受給資格を取得したことがある場合は、離職日以前の被保険者だった期間 (基本手当もらう・もらわない関係なく通算されない。)</p> <p>②被保険者の資格取得の確認があった日の<b>2年前の日(※)前</b>における被保険者だった期間</p> <p>(※)次のいずれにも該当する者(a.に規定する事実を知っていた者を除く。)については、「確認のあった日の2年前の日」とあるのは、「被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち<b>最も古い時期</b>として厚生労働省令で定める日」とする。 a.その者に係る被保険者資格取得の届出がされていないこと。 b.被保険者となったことの確認があった日の2年前の日より前に被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。 (事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及適用される。)</p>			-	-
待期間	失業している日(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む)が <b>通算して7日</b>			各週につき、職業に就かなかった <b>最初の日</b>	
失業の認定	<p>①原則、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して<b>4週間に1回ずつ直前の28日の各日</b>について行われる</p> <p>②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者は、<b>1か月に1回、直前の月に属する各日</b>(既に失業の認定の対象となった日を除く)について行われる</p>	<p>一時金で支給されるため、失業の認定は<b>1回限り</b></p> <p>※離職日の翌日から起算して1年を経過する日までに職安所に出頭し、求職申し込みをした上、失業の認定を受ける</p>	<p>一時金で支給されるため、失業の認定は<b>1回限り</b></p> <p>※離職日の翌日から起算して6か月を経過する日までに職安所に出頭し、求職申し込みをした上、失業の認定を受ける</p>	<p>その者の<b>選択する公共職業安定所</b>において、<b>日々その日</b>について行われる</p>	<p>管轄<b>公共職業安定所</b>において、支給の申出をした日から起算して<b>4週間に1回ずつ</b>行われる</p>
受給期間	<p>①離職の日(基準日)の翌日から起算して<b>1年</b></p> <p>②所定給付日数が300日を超える受給資格者は、<b>1年+300日を超えた日数</b></p>	離職の日の翌日から起算して <b>1年</b>	離職の日の翌日から起算して <b>6か月</b>	-	-